

衆議院 財務委員会 議録 第十二号

平成二十八年四月五日(火曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長

宮下 一郎君

理事

うえの賢一郎君

理事

藤井比早之君

理事

松本 洋平君

理事

古川 元久君

理事

井上 貴博君

理事

越智 隆雄君

理事

大野敬太郎君

勝俣 孝明君

國場幸之助君

根本 幸典君

古川 康君

宗清 皇一君

落合 貴之君

鈴木 克昌君

前原 誠司君

上田 勇君

宮本 岳志君

丸山 穂高君

同日 辞任

大見 正君

木村 弥生君

今野 智博君

鷺尾英一郎君

同月二十九日 消費税一〇%へのアップ中止を求めることが関する請願(篠原孝君紹介)(第九二三号)

消費税増税の中止に関する請願(真島省三君紹介)(第九二七号)

志君紹介)(第八九一号)

所得税法第五十六条の廃止に関する請願(篠原孝君紹介)(第一〇四三号)

同(中川正春君紹介)(第一一二四号)

消費税の増税反対に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一〇七〇号)

同(池内さおり君紹介)(第一〇七一号)

同(梅村さえこ君紹介)(第一〇七二号)

同(大平喜信君紹介)(第一〇七三号)

同(笠井亮君紹介)(第一〇七四号)

同(穀田恵二君紹介)(第一〇七五号)

同(清水忠史君紹介)(第一〇七六号)

同(塩川鉄也君紹介)(第一〇七七号)

同(島津幸広君紹介)(第一〇七八号)

同(田村貴昭君紹介)(第一〇七九号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第一〇八〇号)

同(畠山和也君紹介)(第一〇八一号)

同(堀内照文君紹介)(第一〇八二号)

同(眞島省三君紹介)(第一〇八三号)

同(本村伸子君紹介)(第一〇八四号)

同(宮本岳志君紹介)(第一〇八五号)

同(本村伸子君紹介)(第一〇八六号)

同(本村伸子君紹介)(第一一二五号)

消費税増税の中止に関する請願(本村伸子君紹介)(第一一二六号)

は本委員会に付託された。

三月二十九日

四月四日

株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

負担の税制を求めることに関する請願(宮本岳志君紹介)

三月二十三日

消費税の再増税を中止し、生活費非課税・応能能

外人の扶養控除制度の見直しを求める意見書

(大阪府貝塚市議会)(第一六九〇号)

外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書

(兵庫県加古川市議会)(第一六九一号)

外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書

(鹿児島県龍郷町議会)(第一六九二号)

外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書

(沖縄県南城市議会)(第一六九三号)

国民が安心して受けることができる医療提供

体制の整備に係る税制面の改革を求める意見

書(福岡県議会)(第一六九四号)

消費税率の一〇%引き上げ中止を求める意見

書(愛知県飛島村議会)(第一六九五号)

所得税法第五十六条の廃止を求める意見書(北

海道小樽市議会)(第一六九六号)

所得税法第五十六条の見直しを求める意見書

(埼玉県秩父市議会)(第一六九七号)

所得税法第五十六条の廃止を求める意見書(新

潟県村上市議会)(第一六九八号)

所得税法第五十六条の廃止を求める意見書(岡

山県美作市議会)(第一六九九号)

所得税法の寡婦控除規定の改正を求める意見

書(沖縄県糸満市議会)(第一七〇〇号)

農業の簡易課税制度みなし仕入れ率について消

費税軽減税率導入時に第三種事業から第一種事

業に変更を求める意見書(熊本県合志市議会)

(第一七〇一号)

非婚ひとり親家庭に寡婦(夫)控除の適用を求める意見書(北海道室蘭市議会)(第一七〇二号)

非婚ひとり親家庭に寡婦(夫)控除の適用を求める意見書(北海道登別市議会)(第一七〇三号)

非婚ひとり親家庭に寡婦(夫)控除の適用を求める意見書(北海道北広島市議会)(第一七〇五号)

非婚ひとり親家庭に寡婦(夫)控除の適用を求める意見書(北海道豊平区議会)(第一七〇四号)

非婚ひとり親家庭に寡婦(夫)控除の適用を求める意見書(北海道札幌市議会)(第一七〇五号)

非婚ひとり親家庭に寡婦(夫)控除の適用を求める意見書(北海道北広島市議会)(第一七〇五号)

非婚ひとり親家庭に寡婦(夫)控除の適用を求める意見書(北海道札幌市議会)(第一七〇五号)

非婚ひとり親家庭に寡婦(夫)控除の適用を求める意見書(北海道札幌市議

複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書(北海道仁木町議会)(第一七〇六号)

複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書(水戸市議会)(第一七〇七号)

複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書(奈良県平群町議会)(第一七〇八号)

複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書(熊本県八代市議会)(第一七〇九号)

複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書(熊本県人吉市議会)(第一七一〇号)

複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書(熊本県人吉市議会)(第一七一〇号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)

財政及び金融に関する件

○宮下委員長 これより会議を開きます。
財政及び金融に関する件について調査を進めます。

○宮下委員長 お諮りいたします。

両件調査のため、本日、参考人として日本銀行総裁黒田東彦君、審議委員櫻井眞君の出席を求め、意見を聴取ることとし、また、政府参考人として財務省主計局次長並義人君、文部科学省大臣官房審議官松尾泰樹君、厚生労働省大臣官房審議官吉本明子君、農林水産省農村振興局農村政策部長三浦正充君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○宮下委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり
○宮下委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○宮下委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。鈴木克昌君。

○鈴木(克)委員 おはようございます。

それでは、限られた時間であります。少し質問させていただきたいというふうに思います。

まず、日銀にお伺いをしたいというふうに思います。

黒田総裁が、一年で一%、二年でマネタリー

ベース二倍等々、うたつたといいますか、主張さ

れた量的・質的金融緩和がスタートしたのは、二

〇一三年の四月四日のことであります。二年ど

ろか、まさに三年が過ぎ、きょうからちょうど四

年目がスタートすることになります。

ここで少しお伺いをしていきたいんですが、総裁の任期といいますか、五年ということでありま

すので、残り時間の方が短くなってきておるとい

うことではないかなと思います。もちろん、再任

があるかどうか私はわかりませんけれども、

いずれにしましても、この間、黒田総裁は、量

的・質的金融緩和は所期の効果を発揮していると

主張を続けられてまいりました。また、二%の物

価安定目標についても、あくまで、「二年程度の

期間を念頭に置いて」という旗をおろさずに来ら

れました。

ですが、もう四年目に入るわけであります。こ

の間、追加緩和や、まさにマイナス金利政策の導

入などの措置をとつたにもかかわらず、物価安定

目標達成時期は二度三度と後ろ倒し、直近の消費者物価は、生鮮食品を除く総合で前年比ゼロ%、

が本年、二〇一三年の三月の時点です六十三兆円であつたの

に四・八倍にもふえておるわけであります。それ

に低下。何かもうあらゆることが振り出しに戻つてしまつたような感があるわけであります。

そこで、量的・質的金融緩和を導入されてから

はや三年が経過したこと踏まえて、改めて総裁

に、この三年間の所感をお伺いしたいと思いま

す。

またあわせて、現時点においても物価安定目標の達成やデフレ脱却に至っていない最大の理由と、とりわけ、総裁の思いどおりには進まなかつたことがあれば、それは何であるか、お聞かせを

いただきたいと思います。

○黒田参考人 委員御指摘のとおり、二〇一三年四月に量的・質的金融緩和を導入してから約三年が経過いたしました。この間、量的・質的金融緩

和は所期の効果を発揮してきたと考えております。実際、量的・質的金融緩和のもとで経済・物

価情勢は大きく改善してまいりました。

すなわち、企業収益は過去最高水準で推移して

おりますし、また、労働市場を見ますと、失業率が三%台前半まで低下するなど、完全雇用と言え

るような状況となつております。物価面でも、生鮮

食品、エネルギーを除く消費者物価の前年比は、

すでに二〇一三年十月にプラスに転じた

後、二十九カ月連続でプラスを継続しております。最近では、プラス一%を上回る水準まで上昇

しております。

もつとも、御案内のとおり、日本銀行は、物価

安定の目標を消費者物価の前年比上昇率で二%と

定義し、これを安定的に実現することを目指して

おりまして、二%の実現という観点からは、なお

道半ばであります。

また、本年入り後は、御案内のとおり、原油価

格が一段と下落したことに加えまして、中国を初

めとする新興国、資源国経済に対する先行き不透

明感などから、金融市場が全般的に、あるいは世

界的に不安定な動きとなり、企業コンフィデンス

の改善、あるいは人々のデフレマインドの転換が

おくれて、物価の基調に悪影響が及ぶリスクが増

大しております。

こうしたリスクの顕在化を未然に防ぐため、

融緩和を強化するマイナス金利つき量的・質的金

融緩和を導入したところでござります。

委員御指摘の、足元で生鮮食品を除く消費者物

価の上昇率がゼロ%程度で推移している最大の理

由は、御案内のとおり、一昨年の夏以降、石油価

格が大幅に低下したということが非常に大きな原

因であつたと思いますが、消費税引き上げ後の消

費の弱さというのも部分的には影響があつたと思

います。

しかし、最大の要因は、やはり石油価格が七

〇%以上下落したということが、物価上昇率が二%になかなか達していない、あるいは、生鮮食

品を除く指標で見ますとゼロ%程度で推移して

いる最大の理由であろうというふうに思っております。

○鈴木(克)委員 常々おっしゃつておる考え方

と、三年が経過した現段階でも変わらないという

ことになります。

確かに、原油の問題、中国の問題等々、これは

正直、思いも寄らない状況であったということに

ついで私は理解をしないわけではありませんけ

れども、しかし、やはり最初、出だしで、二%、

二年でということをはつきりとおっしゃつたわけ

でありますし、マネタリー・ベースも二年で二倍に

するということもおっしゃつてきたわけであります。

それがやはり実現されないといふこと

は、ある意味では、原油、中国等々の問題はある

にしても、私は、何かそこに政策的な誤りといふ

のか、間違いがあつたやもしれないといふふうに

思うわけであります。

その辺のところを後で少し議論させていただ

たいというふうに思つてゐんで、ここで、櫻井新

委員がお越しをいただいております。御就任早々

で恐縮でありますけれども、ぜひ私はお考えを

お聞きしたいとこのことでお呼びをいたしました

。一、二お伺いしますので、会議が後に控えて

お困りであります。大変恐縮で

会の賛否は、御案内のように五対四、賛成五、反対四。これが、三月十四、十五に行われた直前の金融政策決定会合では七対二ということであるよう聞いております。名前が明記をされておりませんので、白井さゆり委員と石田浩二委員が賛成に回った、このように伺つておるわけであります。その白井委員がこの三月末で、そして、石田委員が六月末でそれそれ任期を終えられるということです。そして、その白井委員の後任が大変御無礼ですが、政策委員の委員構成が、黒田執行部あるいは安倍政権寄りの人選に偏っているのではないかというような危惧を実はいたしております。

といいますのも、櫻井委員については実はどのような方なのか、私も、勉強不足もありまして、情報も少なく、よくわからなかつたわけであります

が、きょう改めてお考えを聞かせていただきたいといふうに思つています。

少ない情報の中で、私もよく存じ上げております自民党の山本幸三議員がブルームバーグのイン

タビューデ、親友であるということを紹介されました。そして、政策方針は基本的に黒田・岩田路線と一緒の方向ではないかということを述べられ

た。そこで、政策方針は基本的には黒田・岩田路

線と一緒の方向ではないかということを述べられ

て、櫻井氏の起用で黒田路線が強まるかといふことの問い合わせをして、そう思うといふうに答えて

いる記事が出たわけであります。

また、高橋洋一氏が書かれた記事によると、櫻井氏はアベノミクスの御意見番の存在的浜田宏

一教授との共著論文があることで、その上で高橋氏は、「日銀がマイナス金利を決定した際に

は、反対票を投じた委員が金融機関関係者を中心

に四人もいた」ちょっとと略させていただきます

が、「そうした人たちの代わりに櫻井氏が日銀審議委員になるのは国益にならぬ」と言われておる

わけであります。

これはお二方の考え方であります。こういつた記事で、ある種のイメージが櫻井委員に対してもつてしまつたのではないのかなといふうに思

います。

そこで、繰り返しになりますが、ぜひきょうは御自身の言葉で、アベノミクス全般の評価、そして、アベノミクスを踏まえた黒田日銀のこれまでの緩和政策に対する評価、特に、マイナス金利政策の導入に対する評価と、今後マイナス金利政策を続けていくべきかどうかといった点について、御自身でぜひひとつお聞かせいただきたいというふうに思います。

○櫻井参考人 お答えいたしました。

このたび辞令交付を受けまして、日本銀行審議委員に就任いたしました櫻井でございます。

先生の御質問、どのような基本的な考え方を金融政策に持つておるかということでござります。

が、日本銀行は、御承知のとおり、大変長きにわたるデフレ脱却というものを目指して二%の目標

と/orものを掲げました。これまでの三年間で、私はある程度成果が上がっているといふうに考

えております。これは、先ほど黒田総裁が申し上げたとおりの、雇用であるとか企業収益といったところでもわかるかと思います。

ただ、委員御指摘のとおり、やはり一%の物価安定目標というものが今のところ達成はできてい

たこと、それから一四年の十月、それからこの間

のマイナス金利といふことの三回であります。やはり、私は、マイナス金利政策自体は間違つて

いるとは思つておりません。

その大きな重要な点は、金融政策の手段をや

り数多く持つといふことが大事なのではないか。

そうすることによって、物価目標というものを達成するためいろいろな選択あるいは組み合わせ

ができるのであるうといふうに考えております

ので、マイナス金利の政策についても、それなりの役割といふものをそれぞれの局面でしっかりと

使つていくといふことが大事なのではないかといふうに今考えております。

以上でござります。

○鈴木(克)委員 大変どうもありがとうございました。

私は、初めてこうしてお話をさせていたたいて、

大変失礼なことを申し上げるかもしれませんけれども、委員は黒田執行部の賛成要員ではないかと

いうような厳しい声も上がっておるわけであります。

一方で、あの岩田副総裁も就任後に、学者時代にはわからなかつたことや詳細なデータが日銀

の中に入つてからわかるようになつた、こういうことをおつしやつておられました。

委員にも御持論はあると思いますし、そのこと

とともに、ぜひ、日本経済に今実際に起きている

御自身の言葉で、アベノミクス全般の評価、そして、アベノミクスを踏まえた黒田日銀のこれまでの緩和政策に対する評価、特に、マイナス金利政策の導入に対する評価と、今後マイナス金利政策を続けていくべきかどうかといった点について、御自身でぜひひとつお聞かせいただきたいというふうに思います。

○櫻井参考人 お答えいたしました。

その中で金融政策は、役割の分担としては、やはりデフレの脱却ということ、先ほど申し上げましたとおり、ある程度成果は上がつてきていると

思つてますし、また、あと、マクロ経済の景気の回復という役割だらうと思つておりますので、そこを今後も引き続き責任を全うするように頑張つていただきたいといふうに考えております。

それから、あと、マイナス金利ということでおざいますけれども、確かに、これまで過去三年間、やはり大きな金融政策のある意味では変更と

いいますか、あるいは進捗といふことからいうと、三回やつたわけです。

それぞれの政策委員会でいろいろな細かい変化

といふことはもちろんあるんですけども、やはり一番大事なことは、日本経済に関して、ファンダメンタルズ等が大きなリスクを伴うとか、そういう

ときにはむしろ避けた方がよろしいのではないか。ある程度きちんとファンダメンタルズをよく

見ながらどういう金融政策をとるべきなのかといふことで、そんなに乱発すべきではないのではないかことはむしろ避けた方がよろしいのではないか

ことになります。このことから、この間

の、一三年の委員御指摘のとおりを四月に行われたこと、それから一四年の十月、それからこの間

のマイナス金利といふことの三回であります。最初

の、一三年の委員御指摘のとおりを四月に行われたこと、それから一四年の十月、それからこの間

のマイナ

問題に目を向けていただいて、柔軟に金融政策を考えていたただきたいたい。それだけの御見識と御経験がおありだといふうに思つておりますので、これではいけないといふうに思つたときにはきっと総裁に物を申していただきたい。また、日銀の中にお入りになつたからには、そういう存在になつていただきたい。このことを御期待を申し上げまして、私の質問を終わらせていただきたい。

後、会議があるようではざいますので、どうぞ御退席いただいて結構でござります。ありがとうございました。されでは、少し視点を変えて質問をさせていただきたいというふうに思います。まず、総裁がいつも説明でお使いになつております、量、質、金利の三次元での緩和についてお伺いをしたいと思います。

質についてはいいんですけども、量と金利の関係について、私、いささかわからない部分があるのですけれども、量と金利の関係について、私は、日銀当座預金を含むマネタリーベースをふやそうという、いわゆる非伝統的金融政策だといふうに思います。もう一方の金利は、資本コストに係る部分で、いわゆる伝統的金融政策だといふうに思うわけであります。

この関係で何がわからないかといいますと、今回のマイナス金利つき量的・質的金融緩和では、日銀当座預金の、図でいうとこの表でありますけれども、上方の部分である政策金利残高、いわゆる限界部分と言つた方がいいのかもしれないけれども、これに対してマイナス金利が適用されるということになるわけであります。そうすると、今まで日銀当座預金に銀行がお金を預けると収益が得られていたということに対し、逆に、今回の措置によつて費用が発生するわけであります。そうすると銀行は、まさに別の収益を求めて運用先を探しに行くといふことになるわけです。一方で企業は、マイナス金利政策によって資本コストが下がつて、仮に信用

コストが一定だとした場合に、両者の利害は一致になるかといふうに思つております。

そこまでは理解できるんすけれども、そろそろと量というのは現金保有コスト等との見合いになりますが、今までの量的緩和のようには見え

ないことが容易に想像でできるわけであります。要するに、量とマイナス金利の政策というのは、同時に行うには非常に相性の悪い政策となる

というふうに思つておるんですが、量と金利を補完的な関係で政策を実施していくことは、経済学の教科書的に言えば、どういうような整合性になるのか、また説明ができるのか。また、今後のマネタリーベースの残高という指標はどうのように見ればいいのか。この点についてお尋ねしたいと思ひます。

○黒田参考人 このマイナス金利つき量的・質的金融緩和といふものは、基本的に、量的・質的金融緩和の主な波及メカニズムである実質金利の低下といふものをより強力に進めるというものであります。

量的・質的金融緩和といふのは、御案内とのおり、大規模な長期国債の買い入れによりイールドカーブ全体にわたつて名目金利に低下圧力を加え、それと同時に、2%の物価安定の目標に対する強く、明確なコミットメントとそれを裏打ちする大規模な金融緩和によつて人々のデフレマインドを転換して予想物価上昇率を引き上げるということ、この二つ、これによつて実質金利が引き下げられて民間需要が刺激されるといふものであります。

マイナス金利つき量的・質的金融緩和のもとでは、御案内どおり、日本銀行当座預金金利、一番短期の部分すれども、これをマイナス化することによってイールドカーブの起点を引き下げ、そして大規模な長期国債買い入れを続けると

補完的なものであるといふうに考えております。

御案内のとおり、欧洲中央銀行、ECBも、マイナス金利と量的緩和とを、両方を現在実行しております。

また、この日銀当座預金金利をマイナスにすることで、例えば国債の買い入れが困難になるのではないかという議論が一部にござりますけれども、当然のことながら、委員御指摘のとおり、限

界的な部分にマイナス〇・一%という金利が付されますので、金融機関としては、日本銀行のオペに応じて国債を売却した場合には、その限界的な部分にマイナス金利がつけられるということを踏まえて行動しているわけでございまして、そのマイナス金利のコスト負担といふものは、国債の売買価格の上昇、つまり金利の低下によってつり合

う形になつております。実際に金利も低下しております。

したがいまして、この日銀当座預金金利のマイナス化によつて長期国債の買い入れが困難になり、量的・質的金融緩和といふものが難しくなるということになつております。

○鈴木(克)委員 量と金利はあくまでも補完的な関係である、こういうお話であります。私は、果たして本当にそうであるのかなというところに疑問を持つております。そのため、そのところをこれから状況の中でもまた見させていただきたい、このように思つています。

それで、先ほどちょっと申し上げたんですが、

と銘打つて幾多の財政出動をしておるわけであります。

それにもかかわらずデフレ脱却に至らないのは、もちろん、先ほどの御説明のように、原油価格とか中国とかいろいろな外的要因はあるのでしょうかけれども、そもそも、デフレの原因が慢性的な総需要不足であるという認識そのものが間違つていたのではないかという疑問が実は出でてくるわけであります。

そうすると、長期的に見て緊急に必要な政策は、潜在的成長率の引き上げ効果のない金融政策でも財政出動でもなく、特に、労働投入や生産性向上のための供給側の構造改革ではないのか、このように実は思うわけであります。

ようやくそこに気がつかれたかどうかわかりませんが、政府も、我が党が從来から主張してきた同一労働同一賃金、そしてまた少子化対策というようなことを重視をし始めているわけであります。が、私は、もっと早くからこのことをやるべきではなかつたかな、このように思うわけであります。

そこでお一方にお伺いしますが、金融政策や財政出動がコストなしで実施できるなら、これはまあいいんですけども、金融政策にも財政出動に長い目で見れば相応のコストが発生するといふことがあります。相応のコストとは、例えば、増税の可能性であるとか、日銀としては、国庫への納付金を減らすとかいうようなコストが発生する可能性があります。そうすると、処方箋の誤りはそのまま国民負担に直結するわけであります。

政府側から見れば、超低金利下に加えて、固定金利で国債を発行しているから大丈夫という見方もありますけれども、今度、その大部分を日銀が買つていて、バランスシートを統合すれば、政府、日銀で変動金利の負債を持つていて、等しいというふうに思つてお伺いをしていきたいといふふうに思つてます。

そこで大臣と総裁に御答弁をいただきたいんですが、マイナス金利政策の総需要政策としての有効性といふものについてお伺いをしていきたいといふふうに思つてます。

プラスマイナスの符合について今はちょっと横へ置いておいて、単純に金利水準だけで見れば、今までのゼロ金利でも十分に資金調達コストは低かつたといふうに私は言えると思います。それに加えて、政府側からは、機動的な財政出動

○麻生国務大臣 これは鈴木先生御存じのよう

に、金融政策につきましては、これはまず何といつても、日銀による大胆な金融緩和ということによって、固定化したデフレマインドから間違いなく着実に脱出しつることは確かなんじゃないでしようか。これははつきりしていると思っております。

一方で二月二十二日のこの敗戦委て私を申し上げましたのは、二十年近く続いたデフレ、正確には資産のデフレ不況のもとで企業の投資意欲というものが回復するのではなくて、これは一九三〇年代を見ても同様のことと言えるということで、安倍内閣としては、最初から日本銀行の金融政策だけで頼つていけない、マネタリーベースがふえてマネーサプライがふえないということはもうつきりして、問題意識を持っていたから最初から三本の矢ということを申し上げてきたわけであって、一番目に金融政策、二番目が財政、三番目がいわゆる成長戦略という三本の矢の経済政策をずっと進めて、その結果、企業は結果的には過去最高の利益を出してきて、有効求人倍率も二十四年ぶりで最高というのになるなど、これは、ファンダメンタルズが確かなものだということになつたということははつきりしておりますので、次は民間の出番であることははつきりしています。金がないんじゃない、需要がないんだというのも最初からはつきりしています。そういう意味では、過去最高水準の企業収益が出ているんですから、その収益を資金とか設備投資に回していくことが重要なんだということ、政府としても、政界と労働組合との会議やら、また、官民対話等々いろいろな表現がありますけれども、そういうところに働きかけて、コーポレートガバナンスだ何だかんだいろいろな形で、企業側が積極的にそういったことをやつてしまなればならぬ、需要をつくり出さないかぬということを申し上げてきているのであって、こうした動きがしやすいような後押しをできる政策を我々としてはこれだけやってきましたので、この正月を見ましても、経済団体の各長の発

言というのは、これからは民間の出番なんだといふことをはつきり言っておられますので、そういったことが積極的な形として出てくることを期待して、事実、ベースアップも三年連続ベースアップ。このところ二十数年ベースアップなんというのがなかつたものが三年連続ベースアップということになつたのは、それなりのあらわれだと思います。

○黒田参考人 日本銀行といたしましては、金融政策というものは、いわゆる自然利子率、これは景気に対して中立的な自然利子率でございますが、それよりも、実質金利をより引き下げるということによつて民間需要を刺激するということを通じて効果が出るものだというふうに考えております。

日本銀行のマイナス金利つき量的・質的金融緩和は、先ほど申し上げましたように、日銀当座預金金利をマイナス化することでイールドカーブの起点を引き下げ、大規模な長期国債買い入れと合わせて金利全般により強い下押し圧力を加えていくものであります。そうしたもので、貸し出しの基準となる金利や住宅ローンの金利は既にはつきりと低下をいたしております。

このように、マイナス金利つき量的・質的金融緩和は、総需要政策として効果的なものであるといふふうに考えております。

その一方で、麻生大臣が触れられましたように、金融政策だけで全ての問題が解決するということはないというふうに考えております。

○鈴木(克)委員 私も、全く今大臣のおつしやつたこと、総裁のおつしやつたことを否定するといつもりはありませんけれども、あえて申し上げれば、要するに、同一労働同一賃金、そしてまた少子化対策などを見ても、ツーリトル・ツーレートという言い方ができるかどうかわかりませんけれども、私はやはり遅いと思うんですよ。

どうしてもそういうようなところがはつきり見えてこないのですから、何か金融に偏つておる、財政出動に偏つておる。そしてその両方と

も、先ほど申し上げましたようにやはりコストがかかるわけでありますので、どちらがこのコストがかかるか必ずやれるかということも含めて、今後はやはりこの労働投入や生産性向上のためのいわゆる供給側の構造改革というものをしっかりと考えていくべきだ必要があるのではないか、このように思つて御質問をさせていただいたということです。

最後に、総裁はもう会議が迫つておるということでありますのでお伺いしたいんですけど、現金の壁ということで少しお話を伺いたいと思います。

政策金利の残高について、金融機関から見れば、現金保有にかかるコストによつて、どの程度のマイナス金利を許容するかどうかが決まつてくれます。そう考えると、マイナス金利水準の限界には現金の壁が存在をするということになるわけであります。

そして、これは日銀と金融機関の間だけではないんですね。例えば、預金者と金融機関の間にも当然成り立つ話になるわけであります。何でもマイナス金利に限つた話ではないんですけども、超低金利下では、現金需要をふやすという関係があるというふうに考えられます。先ほど議論をしてまいりましたような資金需要の伸びない構造下では、金融機関においては当座預金が現金にスイッチする、また、預金者においては預金を現金にスイッチするという、いわゆる政策効果を無効にするような事態が発生するというふうに考えられるわけであります。

したがつて、指標として日銀券発行残高は、経済活動が活発化したことによる決済手段の拡大という側面から、超低金利下における一時的な価値貯蔵手段の拡大という側面に変わつてしまします。

今日の日銀券発行残高という指標の見方と、総裁の、日銀の壁によって政策効果が失われないようにする手段としてどのような政策が考えられるのか、その点をお聞かせいただきたいと思いま

○黒田参考人 一般的にマイナス金利政策について、私は、御指摘のように、預金を引き出して現金の形で保有することが可能であるために、現金を保有する各種のコストがマイナス金利の限界を画するものであるという議論があることはよく承知をしております。

この点、今回日本銀行が導入いたしましたスキームでは、金融機関の現金保有額が大きくなる場合には、その増加額に見合う形で、当該金融機関の当座預金残高のうちマイナス金利が適用される部分を増加させるということにいたしております。こうした対応によりまして、技術的には、現行のマイナス〇・一%より大きいマイナス金利を実施することが可能であるというふうに考えております。

なお、マイナス金利をかなりの期間適用しております欧洲の例を見ますと、個人の預金について金利がマイナスになるという例がないということもあると思いますけれども、特に現金の保有が異常にふえているというようなことはないといふうに欧洲で分析をされているようでございます。

我が国の場合に、低金利がかなり長く続いてまいりましたので、その上で銀行券の発行残高が伸びていることは事実でございますけれども、マイナス金利の導入に伴つて、何か特にトレンドが変化するというようなことは生じていないようでございます。

ただ、今後の動向はよく見てまいりたいと思っております。

○鈴木(克)委員 この現金の壁によっていろいろ打つてきておる政策効果が失われないようなことを、やはりきちんと手段として考えていくいただく必要はあるんじゃないかな、このことを申し上げておきたいと思います。

私は、壁というと、例えば貧困の壁とか、かつては「バカの壁」とか、どうも壁と聞くとかなり関心を持つというのか、私自身の祖父が左官業でありまして、壁塗りがありました。したがって、世の中の壁を取つ払つしていくことが私の使命だとい

うふうに思つております。そこで出てきたのがこの現金の壁なものですから、きょう、総裁のお考え方を聞かせていただいたということであります。ありがとうございました。

総裁もお時間があると思いますので、これで御退席いただいて結構でござります。ありがとうございました。

まだ若干時間があるようでござりますので、麻生大臣に一、「二点伺つてまいりたいと思います。前段はともかくとしまして、この前、国際金融経済分析会合でスティグリツ教授やクルーゲマン教授のお話が、流れとしては、来年四月に予定されている消費税率の引き上げについて延期すべきであるというふうに言われたというふうに聞いております。こうした意見に対しても麻生大臣は過日の参議院の委員会で、私どもとは見解が違え、このように発言をされているわけでありま

麻生大臣は、少なくともステイグリツ教授との意見交換をした会合には出席されていないというふうに聞いておるわけではあります。されば、私どもとは見解が違つと云うのは、ステイグリツ教授がどのような理由で消費税率引き上げの延期を主張されたのかを確認された上で、その発言であったという理解でよろしいのか、これが一点。もう一点は、どのような見解の違いを感じられたのか。この二点を御説明いただきたいと思います。

○麻生国務大臣 会議と重なつておりましたので、一回目のステイグリツさん、クルーゲマン、ジヨルゲンソンと外国人は三人だと思いますが、そのときは岩田一政先生もおられましたので、それで四人と思いますので、最初のところは会議と重なつたので出ておりませんが、内容は、いわゆる法人税減税の、それでは生まれない等々の話を知らないわけではありませんから、私ども御説はもう前々から言っておられましたので、この話を知らないわけではありませんから、私は意見が違う、そのとおりであります。

それから、その内容を知つた上での話かと言わ

れば、その内容を申し上げた上で、私どもとしては、有識者の方々がさまざまな意見を言われるということは、これは大事なことなのでありますて、率直な意見を伺うという機会、環境というのを確保するということは私どもとしては当然のことなんですが、有識者の方々一人一人のコメントについて私はどう思うかというようなことをコメントする立場はない、そういうことは差し控えるべきだと前々から申し上げております。

○鈴木(克)委員 見解の違いということは大臣の御方針ということでしょうか、これはあえてちょっとと聞かせていただきたいんですが、今、大臣の御答弁は麻生総理とも共有されているというふうな理解でよろしいでしょうか。(発言する者あり)安倍総理とも共有されているという理解でよろしいでしようか。麻生大臣に御答弁いただきたいと思います。

○麻生国務大臣 まず最初に、安倍総理ね、間違えないでくださいね。

「それについてさまざま意見というのがなされておる、消費税の引き上げ等々に關して総理の発言がさまざまなされているという話は聞いていますよ、新聞にそう書いてありますから。

しかし、私どもが伺つておりますときの答弁は常にこれまで一貫しておられまして、リーマン・ショックや大震災のよくな重大な事態が発生しない限り、確実に実施していくと言われておりまして、この発言が今まで公式で変わられたという記憶はありませんし、また、そういう記録もない。

そう思つておりますので、私どもとしては、私どもと意見が大きく違つてているというふうに感じたことはありません。

○鈴木(克)委員 申しわけない。両方とも総理経験者といいますか、麻生さんも総理を経験されたのですから、ちょっとと私もとちつてしまいまして。

そうしますと、ちょっととくどくなりますけれども、消費税率引き上げ延期の条件についても麻生大臣は安倍総理と共有している、こういう理解で

○ 麻生国務大臣 リーマン・ショック、大震災といふような重大な事件が発生しない限り、確実に実施していく。これは、一昨年の選挙を行われる前のときに言われた発言が基本なんだと思いますが、私どもとしては、消費税率の引き上げに関するまでは、そういった事態が起こらない限りは基本的に実施をさせていたくということを申し上げてきていくと思います。

○ 鈴木(克)委員 今後どのような流れになるのか、また、安倍総理がどんな決断をされるのか、そのときに、麻生大臣というか財務省としてどうのような主張をされていくのか。その辺は、くどい話ですけれども、やはり一番国民が今関心を持ち、ある意味では固睡をのんで成り行きを見守っているというところなものですから、こうして重ねてお伺いをしたということになります。

時間でありますので、最後に、やはりこのステイグリツツ教授が、法人税減税は投資拡大には寄与しない、むしろ、国内での投資や雇用創出に積極的でない企業に対し法人税を引き上げる方が投資拡大を促すのではないか、こういうようなことを主張されたというふうに聞いております。

しかしながら、麻生大臣が常々指摘されてくる、企業の内部留保の増加傾向や今春の前年を下回る賃上げ状況を踏まえると、政府が期待するほどの税率引き下げ効果は生じないのではないかといふふうに私は考えるんですけれども、こうした現状や有識者の意見を踏まえて、法人税改革の方について麻生大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○ 麻生国務大臣 スティグリツツ教授の言われた中で、法人税につきましては、単に税率を引き下げるだけでは効果がないという御指摘なんだと思いますが、私としても、ステイグリツツという教授はそういう御意見に関しましては、法人税に関して税率引き下げは効果的ではない、投資をして雇用を創出させる企業に減税し、投資や雇用創出に消極的には増税する施策が効果的なんだと主張

しておられるんだというように記憶をします。私どもとしては、少なくとも、私が申し上げたように、企業がこれまでのデフレーションというようなマインドカラーを変えて、単に現金をためて内部留保をふやすだけではなくて、労働分配率を大幅に引き下げるというような形ではなくて、賃金の引き上げとか設備投資というものに対して積極的に取り組むということが大切なのであって、それを促すような政策、後押しするような政策ということで、私どもの税制改正におきまして、も、所得拡大促進税制とか、いろいろな形での税制改正をやさせていただいたのでありますし、私どもとしては、課税ベースを拡大するということでもやさせていただいておりますし、そういうた意味で、財源をしっかりと確保しながら税率を引き下げるということをやらせていただいておりますので、いわゆる企業の収益力の拡大がそのまま設備投資につながるとか労働分配率の向上につながるとか、そういうふたものを促すという形で今その効果が徐々にあらわれてきつつあるのではないか、設備投資が少しずつ伸びてきつつあるようないいといった意味では、そういうふたマインドの変更までは少々時間がかかるかなとは思つております。

○鈴木(克)委員 残念ながら時間になつてしましました。またこの議論の続きをやらせていただきたいと思います。

○宮崎(岳)委員 次に、宮崎岳志君。志でござります。

まず、麻生大臣そして黒田日本銀行総裁にお伺いをいたします。

○宮崎(岳)委員 民進党・無所属クラブ、宮崎岳志でござります。

<p>見通し等も下がつていて、経済はどうも下降局面に入ってきたんじゃないかとそういうことが言えるんじゃないかと思いますが、ちょっとそこについての御見解をお願いをしたいと思います。</p> <p>それで、先ほどと、鈴木委員の質問とかなりかぶるところもありますので、そういうところは割愛していただき結構ですので、手短にお願いできればと思います。</p> <p>○麻生国務大臣　これは宮崎先生、四月一日でしゃたつけ、あれのときに日銀の三月の短期観測、通称短観というものが発表されておりますが、大企業並びに製造業を中心に、業況判断、いわゆるDI、デイフュージョンインデックスというものが低下したということは承知をいたしております。</p> <p>これは、主にアジアの新興国なんかにおいて弱さが見られることを背景に、特に鉄鋼業等々は、少なくとも需要の何倍というような製造能力を持つておる中国等々の状況もありますので、これが急激に悪化したというのも大きな一因だと考えておりますが、他方、二〇一五年度の設備投資の計画については、全規模の全産業で少なくとも二〇一四年度対比でプラスの八・〇%ということで、前年度を上回るという形が出されておりますし、また、日本の経済を見ますと、企業収益が過去最高水準であることははつきりしておりますし、有効求人倍率も引き続き極めて高い水準で、二十四年ぶりと言われるほどの高さでありますので、これはG20で皆合意をしておられるところなんだと思っております。</p> <p>したがいまして、今後、雇用とか所得の環境といふものが、緩やかではありますけれども回復が続いておりますので、各種の政策の効果というのも出てきて、景気は、緩やかではありますけれども回復に向かっていく方向というように私どもは考えております。</p> <p>○黒田参考人　最近発表されました三月短観の結果を見ますと、御指摘のとおり、企業の業況感、これは総じて良好な水準を維持しておりますけれども、新興国経済の減速の影響などから、前回二月調査と比べますと慎重化しております。</p> <p>事業計画を見ますと、経常利益は、二〇一五年度については増益となり、過去最高水準となつたほか、二〇一六年度についても、前年度との比較では幾分低下するものの、過去最高水準を維持する見込みであります。</p> <p>こうした良好な収益環境を背景に、設備投資は、先ほど麻生大臣も述べられたとおり、二〇一五年度は前年比かなりのプラスになった模様でありますし、二〇一六年度についても、この時期の調査としてはしつかりとした計画となつております。</p> <p>こうした三月短観の結果は、我が国の経済について、新興国経済の減速の影響から輸出、生産面に鈍化が見られつつも、基調としては緩やかな景気回復を続けているという見方に沿つたものであると考えております。</p> <p>なお、企業の物価見通しについては、エネルギー価格が下落した中で、前回十二月調査と比べて下振れております。もつとも、企業が先行きの物価上昇率の高まりを予想しているという点は、これまでとは変わつております。</p> <p>○宮崎(岳)委員　少々楽観的に過ぎるような感じもいたしますけれども、そのような認識に基づいて良好なんだ、外的な要因があつて多少波乱は見られるけれども、基本的にはいいんだという御主張を二人ともされているのかと思います。</p> <p>続いて、先日、国際金融経済分析会合で、ステイグリット教授、またクルーグマン教授等が来日をされて発言をされた。黒田総裁は全編そこに出席されていると思いますし、麻生大臣も半分聞かれているのかなというふうに思います。それに</p>
<p>だと思います。</p> <p>先ほど、櫻井審議委員が、アベノミクスというものはレジームエンジであつたんだということをおっしゃっていますが、レジームエンジだったのは金融政策だけですね。あと財政政策なり規制改革なりというのは、別にこれまでの政権のやつていることと段階変わりはないというか、少なくとも世論に大きなインパクトを与えるほど</p> <p>の、例えば構造改革、規制改革、成長戦略みたいなものがあるわけでもないし、財政出動も小渉政権がやつたことと比べて甚だ莫大であるといふわけでもないんだというふうに思いますが、そ</p> <p>ういった意味で、需要をとにかく喚起をしようといふのがあるわけでもない。それが一環として消費税の引き上げは延期すべきだというのも、この文脈の中で恐らく言われていることなんだろうと</p> <p>いうふうに思います。</p> <p>それからクルーグマン氏については、日本では自国通貨で借り入れを行つてするために財政危機もいたしますけれども、そのような認識に基づいて良好なんだ、外的な要因があつて多少波乱は見られるけれども、基本的にはいいんだという御主張を二人ともされているのかと思います。</p> <p>続いて、先日、国際金融経済分析会合で、ステイグリット教授、またクルーグマン教授等が来日をされて発言をされた。黒田総裁は全編そこに出席するというのはうまくいかない。これは当たり前の話でありますし、日本に限らずグローバルな資本のいわゆるストックではなくてフローというものを通じて、各國とか地域間の間で相互依存性が極めて高くなつてきているところも事実でありますし、また、金融政策とか通貨政策のみに依存するというのはうまくいかない。これは当たり前の話でありますし、日本に限らずグローバルな問題として、財政出動というものは必要なんではないか。これはドイツやら何やら、財政に余裕がないか。これはドイツやら何やら、財政に余裕があるのではないかと言われている歐州に対する話なんだと、アメリカ人ですからそういつた話をし</p>
<p>ていますし、また、金融政策とか通貨政策のみに依存するというのはうまくいかない。これは当たり前の話でありますし、日本に限らずグローバルな問題として、財政出動というものは必要なんではないか。これはドイツやら何やら、財政に余裕があるのではないかと言われている歐州に対する話なんだと、アメリカ人ですからそういつた話をしているんだと思いますので、そういう意見を伺つたところだと思いますし、ジョルダンソンは違いましたけれども、ステイグリット、クルーグマンという人たちにはほぼ似たような流れの中だつていう感じがいたしますけれども、いずれにしても、率直な意見を伺つたと思います。</p> <p>ただ、申し上げますけれども、有識者の個別の意見に対して財務大臣がそれに対しコメントをするという立場にありませんので、私は、今言われたことはそれなりに当たり前のことを言われた</p>

平成二十八年四月五日

んだと思つておりますので、私ども日本の立場としては、今置かれている状況というのをきちんと

しませんけれども、それはお許しをいただくといたことで。

と、日本の今置いてある状況というのを正確に把握しておられるかどうかわかりませんから、日本というのは、少なくともこういった状況で企業内容等々も有効求人倍率も極めて高いという状況はほかの国とは違いますので、そういう意味では、私どもはそういう状況を踏まえて何をするかといったときに、日本に期待するところは極めて大きいというのは、終わつた後二人でしゃべつておられましたので、私どもそれはそう思いますので、私どもとしては、今後ともきちっとした対策をやつていかねばならぬところだと思っておりま

○黒田参考人 國際金融経済分析会合の内容につきましては、政府から記者ブリーフィングが行われておりますので、その内容について一々コメントすることは差し控えたいと思います。

その上で、御指摘のステイグリツ、クルーグマン両氏の出席された会合において私が質問といたしましたが、ステイグリツ教授とも、それからクルーグマン両氏がやや緩やかなのはなぜだろうかということをお尋ねしました。それから、クルーグマン教授が出席された会合では、私からは、G7の各国について、財政支出を拡大する可能性について尋ねたところでござります。

それから、クルーグマン教授が出席された会合では、私からは、G7の各國についてどうだということをお尋ねしました。

○宮崎(岳)委員 別に両氏がコメントがどうかということは、それぞれお立場もありましょうから。ただ、その考え方についてどうだということはちょっとと所感を伺いたいと思うんです。残念ながらジヨルゲンソンとか岩田教授については言及

むしろそこにに対する政策を十分やつていないというか、やつっているんでしようけれども、それが量的に足りていないということなんでしょうが、そういうことかなと思つていてるんですけど、これについてはどうですか。先ほどの鈴木委員の話も踏

みえてなんですねけれども、需要が足りていないのか、いろいろやり方はあるうかと思ひますが、とにかく財政出動によつて需要を喚起せよといふのが御主張であつた。もう一つは、これはステイグリツ氏については、格差を是正するといふことが需要喚起につながるという意味に私は捉えたんですけど、それでも、こういったことだらうと思うんですが、この二点について黒田総裁、どうですか、御見解は。

○黒田参考人 私、たまたまでござりますけれども、ステイグリツ教授とも、それからクルーグマン教授とも、十年以上前からよく知つております。まことに、いろいろやり方はあるうかと思ひます。いわゆるケインジアンの立場に立つて政策を考えておられるということだと思います。

両教授のお考えについて何か私から個別にコメントするというのは差し控えたいと思ひますけれども、両教授とも、御自分の理論的な考え方について御意見を言われたというふうに承知をいたしております。

個人金融資産は、皆さんとのところに金がないと言われる有権者がいっぱい来られると思いますが、実際問題、個人金融資産は一千六百七十兆、世界最大の個人金融資産を表向きだけ持つていますから。おまけに現預金が九百兆というような形が、これはたんす預金は別にして、表に出ているお金だけでそれだけなつておりますので、これは間違なく世界最大の債権国であり、金融資産を持つてゐる国であることは間違ひありませんが、したがつて、問題は金ではなくて需要という点に関しては、これは間違ないと思想します。そのため、これはたんす預金は別にして、表に出ているお金だけでそれだけなつておりますので、これが間違ひなく世界最大の債権国であり、金融資産を持つてゐる国であることは間違ひありませんが、したがつて、問題は金ではなくて需要という点に関しては、これは間違ないと思想します。私は間違ひなく世界最大の債権国であり、金融資産を持つてゐる国であることは間違ひありませんが、したがつて、問題は金ではなくて需要という点に関しては、これは間違ひないと思想します。

○宮崎(岳)委員 総裁、御意見は同様でよろしいですか。

○黒田参考人 経済政策という観点からは、需要をつけるということと、それから供給能力を高め、両方があり得ると思いますし、いわゆるアベノミクスの三本の矢というのも、金融の緩和、そして、短期的には財政刺激、長期的には財政の再建、そして、各種の構造政策を含む成長戦略による供給力の引き上げといった三つの組み合わせでということになつております。

金融政策の面では、もちろん基本的には、実質金利を自然利子率よりも低い水準まで引き下げて民間需要を刺激する、それによって経済にプラスの効果を発揮するというものであると思ひますので、基本的にには需要面からの効果ということになりますが、他方で、実質金利が非常に低い形になると、ことによつて設備投資が促進されますと、設備投資は供給能力も引き上げてまいります。

この発想について、そういうことだといふように捉えてゐるのか、そうではないかということを足しているんだから財政出動して需要を起こせ、私は、この発想について、そういうことだといふように捉えてゐるのか、そうではないかといふことをお尋ねしました。

その需要を喚起するための方策として、給料が上がつて給与が消費に回るという消費、これが、GDPの約六割を占めます個人消費といふもののが、したがつて、問題は金ではなくて需要という点に関しては、これは間違ひないと思想します。その需要を喚起するための方策として、給料が上がつて給与が消費に回るという消費、これが、GDPの約六割を占めます個人消費といふもののが、したがつて、問題は金ではなくて需要という点に関しては、これは間違ひないと思想します。

二つ目は設備投資。この設備投資も、企業がこれまでだけ経常利益でいえば史上空前の経常を出しているわけですから、その経常の中から設備投資に回る部分はもつとあやしてもらいたいという話を申し上げているんですが、簡単に言えば、内部留保が約五十兆あつた中で設備投資が五兆ぐらいしかふえておらぬ。簡単に言えば十分の一しかふえておらぬ。もう少しふやしてもよろしい

るという効果もありますが、当面、短期的には、

金融政策というのは需要面の政策であると言えると思います。

○西崎(岳)委員 金融政策は需要面の政策である、そういう御認識ということかと思います。

そこで、今回の国際金融経済分析会合でも出たわけですが、消費税に関する議論であります。

日本銀行は、二年間で2%の物価安定目標を達成するというふうにおっしゃった。しかし、三年過ぎてもそれが実現していないし、当面実現する見通しが立っていないとかと思うんです。

その場合、ではなぜこれが達成できなかつたのかということの理由として挙げられているのは、一つは原油安、もう一つは消費税の引き上げによる消費の落ち込み等それから今言わっているのは、国際的な、特に中国を中心とする景気の悪化ということだと思つてますが、これまでのところでいうと、原油の話と消費税の話かというふうに思ひます。

原油の影響で物価が1%程度影響を受けているという説明はこれまでいろいろな場所でなされてると思うんですが、ということは、残り1%は消費税の影響だということでよろしいでしようか、総裁。

○黒田参考人 (一%)の物価安定目標を二年程度の期間を念頭に置いてできるだけ早期に実現すると、このことで量的・質的金融緩和を導入し、それをさらに拡大し、最近時点では、マイナス金利つき量的・質的金融緩和ということで一段と強化したわけであります。

その効果は、先ほど申し上げたように、所期の効果が出ているということは間違いないと思いますけれども、物価上昇率が、足元で生鮮食品を除くベースで見ますとゼロ%程度、生鮮食品とエネルギー関連品目を除くと1%を若干上回る水準で推移をしているということでありますので、原油価格の影響がかなり大きいということは事実であります。御指摘のように、1%程度の影響を与えてるということであります。

ただ、そのほかの要因がどういうのがあるかだと思います。

いうことになりますと、いろいろな要因が重なつておりますので一概に言うことはできないと思ひます、消費税率の引き上げが経済や物価に影響を与えたということは事実でありますし、我々の

最近時点の計算では、二〇一四年四月の消費税率三%引き上げというものが二〇一三年度には成長率を〇・五%ポイント引き上げ、これは駆け込みですけれども、それで、二〇一四年度は反対に一・二%ポイント下押しした、引き下げたという

ふうに判断をしております。

これは、事前に予想しておりましたよりも駆け込み需要の寄与が大きく、その結果として、税率引き上げ後の消費の反動減も予想よりも大きかつたということであります。

成長率についてはそういう試算ができておりますけれども、物価に与えた影響については政策委員会として具体的な試算は示しておりませんが、今申し上げたように、実質成長率の下振れというものが、需給ギャップの改善ペースをおくらせる等を通じて物価の下押しにも寄与したのではない

かというふうに考えております。

そういう意味では、二〇一四年四月の消費税率引き上げ後、需要面での弱さが見られた、消費を中心見られたということはそのとおりでありますけれども、先ほど申し上げておりますとおり現時点で、生鮮食品を除く消費者物価の上昇率がゼロ%近傍で推移していることの大半の理由は、やはり原油価格の下落であるというふうに考えております。

○宮崎(岳)委員 しかし、二年で2%物価上昇する、それは恐らくこれまでの答弁からいうと、そういふ目標設定は無理な設定ではなかつた、十分に踏まえて物価上昇率の予想をしておりましたわけです。機械的に計算はできないと思いますが、消費税率引き上げの影響が、結果的に私どもが、消費税率引き上げの影響が、結果的に私どもの物価上昇見通しが外れて下押しになつたということの部分の大半を説明するといふものではなくて、大半を説明するのはやはり石油価格の下落が大きい。消費税率引き上げの影響が予想以上に大きかつたということが物価上昇率の見通しが外れることの一因であることは事実でありますけれども、石油価格と匹敵するほどではないと思います。

どの程度かというのは、先ほど申し上げたよう

れる食品、エネルギーを除く指數みたいなものも、それは総合よりはいいわけですが、とはいっても一%内外ということですか、やはり残り

一%、原油以外の部分というのは、残り一%は当然あるということだと思います。

そうすると、そのときの消費税率のインパクトといふものは、この原油安に匹敵するようなインパクトなのか、それとも原油安に比べて全く小さいインパクトなのか。これはどうなんでしょうか、その規模感。

○黒田参考人 先ほど申し上げたとおり、これはもちろん政策委員会としての見通しでございますけれども、二〇一四年四月の消費税率引き上げが経済や物価に与える影響については、事前に一定の予測をしておりまして、事前の予測では、二〇一三年度の成長率を〇・三%ポイント押し上げて、二〇一四年度には逆に〇・七%ポイント下押しするというふうに見ていたわけですが、先ほど申し上げたように、それが、二〇一三年度にはプラス〇・五%押し上げて、二〇一四年度にはマイナス一・二%ポイント影響した、下押ししたといふことは事実であります。

ただ、事前にある程度の予想をしており、それを踏まえて物価上昇率の予想をしておりましたわけです。機械的に計算はできないと思いますが、消費税率引き上げの影響が、結果的に私どもの物価上昇見通しが外れて下押しになつたということの部分の大半を説明するといふものではなくて、大半を説明するのはやはり石油価格の下落が大きい。消費税率引き上げの影響が予想以上に大きかつたということが物価上昇率の見通しが外れることの一因であることは事実でありますけれども、石油価格と匹敵するほどではないと思います。

どの程度かというのは、先ほど申し上げたよう

の程度物価に、見通しよりも下がつたかという要因として具体的に政策委員会で試算しております。

んで何とも申し上げられませんけれども、その他にもさまざま、御承知のように、天候要因とかその他いろいろな要因がございましたので一概に申し上げるということは非常に難しいと思いま

すが、全体を総括して言うと、やはり原油価格の下落が一番大きくて、消費税率の引き上げが予想以上にマイナスの効果があつたということの影響については、原油価格の下落に比べると小さいものだというふうに思つております。

ただ、具体的な数字は手元に持つております。たゞ、具体的な数字は手元に持つております。たゞ、具体的な数字は手元に持つております。

○宮崎(岳)委員 やはり二%の目標を持つてゐる、マイナス一%分は原油の影響だ、すると、残り一%は何なんだろうというのは誰しも思う疑問だと思います。それが、次の消費税率引き上げるとときに、特に物価に対してもどの程度の影響を与えるかということも、これもさまざま判断の基準になるんだろうというふうに思つてゐるということです。

日本銀行がやることと、いうのは金融政策なわけですから、その度合いをどうするか、あるいはやらないのか、この質問をさせていただいたわけなんですが、日本銀行がやることと、いうのは金融政策なわけですから、今の局面でいうと、金融緩和をいつ、どの程度の規模でやるか、あるいはやらないのか、

こういったことなんだと思います。

次に金融緩和をやるとすれば、これは量的・質的緩和というものと、あるいはマイナス金利の拡大というのと、どちらを選択することになるんでしょう。あるいは、どちらを選択するかといふことについて、どのような要素が基準となつて、どちらを選択するかといふことが決まるんで

しょうか。

○黒田参考人 一月末に決定いたしましたマイナス〇・一%というマイナス金利に伴う金利低下効果は極めて大きいわけございます。現に、国債の全体のイールドカーブがかなり大幅に下落しております。

日本銀行といたしましては、マイナス金利につきましては、マイナス金利つきを除く指数、あるいはコアコアCPIと言わ

で、消費者物価の前年比は物価安定の目標である2%に向けて徐々に上昇率を高めていくと考えております。

もとより、従来から申し上げているとおり、経済、物価のリスク要因を点検して物価安定の目標の実現のために必要だと判断した場合には、ちゅうちょなく、量、質、金利の三つの次元で追加的な金融緩和を講じる方針でございます。

ただ、その際、この三つを全部使うのか、あるいはその一部を使うのか、どのような組み合わせで行うのかというのは、やはり、その時点の金融経済情勢を十分踏まえて、物価安定の目標を実現するために必要かつ最も適切な施策を講じるといふことに尽きると思います。

これは、先ほども鈴木委員の御質問に対して触れましたように、歐州の中央銀行E C Bも、現在は、実は金利と量と質と、三次元で金融緩和を続けておりまして、今後、その三つの次元のどのようない組み合わせで必要に応じて行うのかということは、具体的なことは何も申しておきませんけれども、やはり、その時点の経済や金融の情勢に合わせて必要なことを行うということに恐らく尽きたんじゃないかな。私どもも全くそのような考えであります。

○宮崎(岳)委員 その時点の経済、金融の状況を見て決めるというのは当然のことでありまして、あえて申し上げるほどのことではないということだと思います。

といいますのは、量的緩和の目的も最終的にはイールドカーブを引き下げることだ、マイナス金利もイールドカーブを引き下げるのことだ、こういう御説明だと思います。たゞ、マイナス金利の場合には、オーバーナイトの部分がマイナスに入つていくことで、短期の部分は非常に下限の余地が大きくなる、それに引きずられて長期の部分も下がつてくる、こういう話だと思うんです。そうすると、この二つを、例えば次に、質の話はちょっと細かいのでおいておきますが、総裁

は、もちろん量的なことをやるかもしれない、あるいはマイナス金利もやるかもしれない、あるいは両方組み合わせるかもしれない、こういう話をしているんですけど、この二つのどちらかを選択するというときに、一体どういう要素がその判断の基準なんですか。

○黒田参考人 これは、個別にいろいろな要素が判断の材料になってくると思います。

それは、例えば、量的・質的金融緩和を導入した際、それを拡大した際、そして今回のマイナス金利つき量的・質的金融緩和を導入した際、いずれも委員の間でさまざまなおオプションについての議論が行われて、最終的に、今申し上げたような三つの大きな金融政策の決定が行われたわけです。

例えば、直近のマイナス金利つき量的・質的金融緩和の導入の際には、議事要旨が既に公開されておりますけれども、追加的な措置をとる必要があるということが多数の意見でありますし、それをお踏まえて二つのオプションが検討されました。

従来の量的・質的金融緩和を拡大する案と、それから、マイナス金利を導入する案というのが議論されまして、一月末の金融情勢や経済の動向を踏まえて、この際はマイナス金利の導入をしてマイナス金利つき量的・質的金融緩和ということを実施し、それによって、今後とも量、質、金利といふ三次元で緩和をするオプションを確保するという決定に至ったわけでございます。

先ほど申し上げたように、現時点ではこの効果が極めて大きいわけでございますので、これを推進して2%の物価安定目標に向けて引き続き努力していくということに尽きますけれども、何度も申し上げますが、必要があればこの三つの次元

し、まだ、物価がどのように動いているかといつたことも含めて経済、物価の動きが一つあると同時に、金融市场、特に我が国の金融市场においてさまざまな金融市场がどのような動きをしているのか、その際に、量が一番適当なのか、あるいは質が適当なのか、金利が適当なのか、また、それの組み合わせが適当なのかというのを、やはり実態を踏まえて総合的に判断するしかなくて、事前に、こういう状況であれば量であるとか、こういう状況であれば金利というふうに決めることは難しいというふうに思っております。

○宮崎(岳)委員 マイナス金利の効果が非常に大きいというお話をありました。

イールドカーブをただ下げるということが量的緩和の目的でもあるなら、もちろん、質的ないうところでいうとほかの要素はいろいろあると思うんですが、量的な緩和の主眼の目的がイールドカーブを引き下げるということだけであるならば、それはマイナス金利をやつた方が簡単だし、話もシンプルなような気もします。

そういう意味では、当然、前回は緩和の手段を拡大するということでマイナス金利ということをやつたと思うんですが、当面は、既に金利がここまで下がっている状況の中でとり得る手段としては、やはりマイナス金利の方に主眼が置かれているようなニュアンスに今聞こえたんすけれども、そういうことによろしいんでしょうか。

○黒田参考人 それは、量的・質的金融緩和導入以来、基本的にどのようないレンジで買うかという判断を下すとしておりまして、イールドカーブ全体の形、傾き、レベルというものを大量に買えば下がるんじゃないのかとか、傾きとかでこぼことか、そういうところを見れば、それは超長期国債みたいな、十年以上みたう意味でよろしいんですか。

○宮崎(岳)委員 なるほど。そうすると、イールドカーブのどの部分を下げるかというような、そのカーブの傾きかげんを見ながら決める、こういふ意味でよろしいんですか。

例えば、下限のところは結構下がっているんだけれども、長いところが十分下がっていないといふと、例えば超長期国債みたいに、十年以上みたう意味でよろしいんですか。

○黒田参考人 それは、量的・質的金融緩和導入における判断ということです。

○宮崎(岳)委員 なるほど。そうすると、イールドカーブ全体の形、傾き、レベルといふものを見ながら、量的・質的金融緩和、あるいは現在では、マイナス金利つき量的・質的金融緩和を行つておりますので、そういう意味では、当然、イールドカーブの形状、傾き、レベルといふものは十分考慮しながら、この現在の緩和を続けております。

なお、イールドカーブの形状とか傾き、レベルにつきましては、御承知のように、さまざまな経済理論がございまして、大きく分けて、いわゆる短期金利の将来予想でイールドカーブが決まるという理論と、そうではなくて、各レンジごとのマーケットの需給で決まるという理論と、大きく分けて二つあるわけで、そのほかにもさまざまな理論がありまして、一概に決めつけることはできませんが、やはり、イールドカーブ全体の形、傾き、レベルというものを経済の実態に合わせて金融政策で動かしていくという場合には、金

で、量、質、金利という三次元の緩和のオプションがある中で、どういう組み合わせでやつたらいいかということは、やはり、経済、物価の状況あるのは、もうふうに言つてもできなと思いますの

で、量、質、金利という三次元の緩和のオプショ

同じ日黒区内の別の民間の認可保育園の園長さんにもきのうお話を伺いましたが、ここは、育休三人のうち二人は復帰できただけれども、もう一人は、手だてを尽くしたけれどもどこにも入れずには、育休を延長せざるを得なかつたということです。

東京だけでも認可保育所、認証保育所で三千近くありますので、こういう方は相当な数に、千の単位になるというふうに思います。保育園の側は、今、延長保育が求められていますから、夜八時十五分ぐらいまでやっているところも少なくありません。そうすると、早番、遅番のシフト、残った保育士さんが回数がふえて、保育士さんの労働環境は厳しくなる。保育士確保が大事などきに、逆に保育士を続けるのが困難な状況が生まれております。

そして、育休を延長した保育士さんも、育休ですから、どこまでも延長できるわけじゃないわけですよ。きのう伺った話では、その保育士さんは、育休延長したけれども、期限は七月までだ、ここまでに復帰できなければ、本人の意に反して潜在保育士になってしまふということあります。

厚労省と内閣府は、ことしの二月十五日に事務連絡を出して、「保育士等の子どもを対象とする保育所等の優先利用等について」という文書が出ていますが、出たのは一月十五日ですから、第一次の入選選考が終わるころで、これは過ぎたと思うんですよ。三月末に発表された政府の緊急対策でも「保育士の子どもの優先入園」というのが掲げられておりますが、今の待機児童問題解決にとつても至急実効ある手だてをとっていく必要があるというふうに考えております。

厚労省にお伺いしますが、実際に、保育士の子供の優先利用ができる自治体というのはどれだけあるのか、あるいは、育休から復帰できないあるいはフルタイム復帰できない保育士がどれくらいいるのか、早急に実態をつかむ必要があると思ひますが、いかがでしょうか。

○三ツ林大臣政務官 宮本委員にお答えいたしました。
平成二十六年九月の内閣府、文部科学省、厚生労働省の三府省連名の通知におきまして、保育士の子供については保育園等を優先的に利用することができるることを自治体宛てに示しております。また、本年一月にも再度、保育士の子供についての優先利用に関する周知を事務連絡により行うとともに、同月に開催された全国児童福祉主管課長会議の場においても周知を行つたところでござります。
保育士の子供を優先利用の対象とすることは、保育士確保につながり、保育の受け皿拡大にも資するものと考えております。引き続き周知徹底を図つていくとともに、実際にそのような運用を行つてまいりたいと考えているところでございます。
○宮本(徹)委員 それで、自治体の側がなぜその仕組みをつくつていなかというのも少し聞いたんですけれども、これだけ待機児童がいる中で、保育士を優先する制度をうちの区でつくったとしたらクレームが来るんじゃないか、こういうちゅううちよがあるというんですね。
ですから、自治体に連絡を出して、やれるところはやってくださいといふんじゃなくて、保育士は優先的に入れるようにするんだ、そういうがつちりした制度を国としてつくつてほしい、こういう要望があります。ですから、周知するだけや足りないと思つているんですね。事は具体的ですから、どこの園の○○先生が入れなくて待機児童になつているというのをやはり自治体を通じて全部具体的に把握するというのが必要だと思うんですよ。
それで、きのう話を伺つたのは目黒区内の保育士さんですけれども、住んでいるのは横浜市ということです。だから、居住地と勤め先の保育園が都県をまたいでいるというのは、東京の場合、たくさんあります。
ですから、国が相当なイニシアチブを發揮します。

て、急いで実態をつかんで、保育士さんが職場に戻れるようする対策を打つ必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○三ツ林大臣政務官 お答えいたします。

保育士が自身の子供を保育園などに預けて保育現場で働けるよう環境整備を行うことは、保育士確保につながり、より多くの子供の保育の利用を可能とするものと考えております。

こうしたことから、与党からの提言も受け、三月二十八日に厚生労働省が公表した「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」において、「保育士の子どもの優先入園を推進する。」旨を盛り込んだところでござります。

また、平成二十七年度補正予算におきましては、保育士修学資金貸付等事業に、新たに就学児のいる保育士に対する保育料の一部を貸し付けるメニューを創設し、一定期間勤務すれば返済を免除するとともに、保育士の子供を優先入園させるよう調整等を行なうこととしております。

国としても、自治体に向けた周知のさらなる徹底を図るとともに、引き続き各自治体の取り組みを促してまいりたいと考えているところでございまして、早急に対応したいと思っております。

○宮本(徹)委員 ですから、柱立てができるだけのはわかるんですけれども、自治体への周知だけじゃなくて、やはり、国として制度をつくっていく、そこまで踏み込んでいかなければいけないと思しますし、もう育休が延長しても切れちゃう人たちがいるわけですよ。そうなる前に復帰できるように具体的な策を検討していただきたいというふうに思います。

続きまして、きょうは都市農業と税制の問題についてもお伺いしたいというふうに思つております。

昨年、政府の政策では、都市の農地は宅地化しようという方向があつたわけですが、この法律をきっかけに、都市の農業はあるべきものだ、保全しなきゃいけないという方向に転換をいたしました。

ました。

東京でいえば、この十年間で農地は二割、約一千ヘクタール減っております。一番の原因は、相続のときに相続税を払うために農地を売らざるを得ないからです。ですから、都市農業は三代で消えるというふうに言われております。

先日話を伺った清瀬市の農家の方も、相続のときにはウン億円払うために農地四分の一を手放さざるを得なかつたとおっしゃつておきました。東久留米でも、話を聞いた方は、以前はホーリンソウ農家、市内でも中心の農家だつたわけですが、それとも、相続で農地は今は数分の一になつて、市場出荷もしなくなつてゐるという状況です。

今、都市農業振興基本計画が検討中ですが、パブリックコメントでも一番多く寄せられた意見といふのは、税制上の措置をしっかりとほしいということでした。

農水省にお伺いしますけれども、都市農業を未來にわたつて守るためにはどういう方向での税制上の措置が必要だとお考へなんでしょうか。

○加藤大臣政務官 お答えいたします。

都市農業に重要な農地の保全と税制は密接な関連がありますので、その保全を図るために税制のあり方を検討することは重要な課題と認識をいたしております。

このため、現在、農林水産省及び国土交通省で策定をしている都市農業振興基本計画の案においては、農業者等の要望を踏まえて、保全すべき農地の資産価値や農業収入に見合つた保有コストのあり方、そしてまた、生産綠地等を貸借する場合における相続税の納稅猶予のあり方について、課税の公平性、政策的意義、土地利用規制とのバランス等を踏まえて検討することといたしております。

今春をめどに都市農業振興基本計画を政府として決定をした後に、土地利用規制等の措置を含めて決議をした後、農地を売らざるを得ないからです。ですから、都市農業は三代で消えるといふふうに言われております。

○宮本(徹)委員 今お話しあつたように、生産綠地の相続税納稅猶予は、貸し出した場合も含めて対象にしようという検討あるのは、生産綠地に指定されていない市街化区域内農地の固定資産税の軽減などが検討をされているわけですから、これだけでも足りないというふうに思つておられるを得なかつたとおっしゃつておきました。東久留米でも、話を聞いた方は、以前はホーリンソウ農家、市内でも中心の農家だつたわけですが、それとも、相続で農地は今は数分の一になつて、市場出荷もしなくなつてゐるという状況です。

農家は、自宅の敷地も広いわけですね。納屋もあります。農作業の場所もある。屋敷林がある場合も少なくありません。ある都内の農家の方、家族六人で農業をやつて、収入は五百萬だと。だけれども、固定資産税は幾らか、百万かかるということがでした。

東京の多くの農家は、農業収入だけでは暮らせませんので、多くの場合、アパートやマンション、不動産を持つっています。不動産収入と合わせて暮らしているわけですよ。そして、相続のときにはこれにも相続税がかかるということになりますから、大体、不動産を売るのか農地を売るのか、こういう悩みに突き当たるわけですよ。ですから、可能な限り相続税を軽くする支援をしないと、都市の農地を守ろうと思つても、どんどん減つていくことになります。

そこで、お伺いしますけれども、やはり事業用宅地だとか農業用施設用地だとか屋敷林についても、固定資産税の抜本的な軽減だと、あるいは、相続税納稅猶予制度の適用というのが必要になりますけれども、麻生大臣、都市農業をしっかりとしていくため、次年度には、税制改正そして予算で必要な措置をとつていくこの決意を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○麻生国務大臣 都市農業が必要だという話は、これは、新鮮な農産物の提供とかいう簡単な話から、いわゆる防災空間の確保という面も最近多く言われるところでもありますし、緑等々、農業体験の場の提供、いろいろ多様な機能というのを発揮しておりますので、重要な課題であるんだと認識をいたしております。

したがいまして、都市農業振興基本計画というのを踏まえまして、今農林水産省の方から説明があつておきました都市農業に係る相続税の納稅猶予のあり方とか市街化区域内の農地の保有に係る税負担のあり方等々について、税制改正のプロセ

とも事実であります。

このため、農業用施設用地や屋敷林等については、課税の公平性等を考慮しながら慎重に検討を進めています。

なお、都市農業振興基本計画案においては、屋敷林について、「緑地保全制度の活用等を促進するとともに、地域住民の参画による農業景観の保全活動の展開を推進する。」こととしておるところです。

○宮本(徹)委員 パブリックコメントで一定数意見が寄せられたとおっしゃいましたけれども、私もパブリックコメントの概要を見ましたけれども、一番多く寄せられている意見の一つが、農業用施設用地だとかも含めて相続税納稅猶予を適用すべきだという意見でした。

ですから、慎重に検討じやなくて、どうやつたら都市農業がしっかりと残つていくのか、こういう見地で積極的に検討をしていただきたいというふうに思います。

先ほどのお話でも、いよいよ都市農業振興基本計画が閣議決定されるということになりますので、今検討されているものについては次年度の税制改正ということでお粗上に上つてくるのかなと思いますけれども、麻生大臣、都市農業をしっかりとしていくために、次年度には、税制改正そして予算で必要な措置をとつていくこの決意を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

最後、残された時間で消費税の問題について一言質問をしたいと思います。

四月一日に発表された日銀短観で、大企業のDIが大幅に悪化をいたしました。この原因について、先ほどのやりとりでは、アジアの新興国経済が弱いからだという話もありました。外需頼みのやり方ではだめだということも言えるんだと思います。この間、大企業を応援するんだということで法人税減税をやりましたけれども、設備投資にも賃上げにも下請にも回らず、内部留保がふえただけでした。中小企業のDIも悪化しております。

スにおいて関係省庁とよく詰めてまいりますが、今、納屋等も対象にすべきだというお話をあつていましたけれども、行ってみたら納屋に外車がとまつたり、難しいんですよ、これはいろいろ現場を見ると。だから、そういうもののをよく詰めませんと、現場に行つてみるとなかなかわからぬというのが実態であることも頭に入れねばならないかねところだと思つております。

〔委員長退席、松本(洋)委員長代理着席〕

○宮本(徹)委員 いや、私も都内の農家をよく回りますけれども、納屋に外車がとまつているのは、一度も見たことはありません。本当に少ない収入の中、懸命にやはり農家としての誇りを持つてやられている方がかりですので、都市農業を守る重要性は麻生大臣もおっしゃつてますので、必ず次年度の税制改正をしっかりとやつていただきたいというふうに思います。

〔委員長退席、松本(洋)委員長代理着席〕

○宮本(徹)委員 いや、私も都内の農家をよく回りますけれども、納屋に外車がとまつているのは、一度も見たことはありません。本当に少ない収入の中、懸命にやはり農家としての誇りを持つてやられている方がかりですので、都市農業を守る重要性は麻生大臣もおっしゃつてますので、必ず次年度の税制改正をしっかりとやつていただきたいというふうに思います。

今、納屋等も対象にすべきだというお話をあつていましたけれども、行ってみたら納屋に外車がとまつたり、難しいんですよ、これはいろいろ現場を見ると。だから、そういうもののをよく詰めませんと、現場に行つてみるとなかなかわからぬというのが実態であることも頭に入れねばならないかねところだと思つております。

一方、都市農業振興基本計画案に係るパブリックコメントでは、農業用施設や屋敷林への相続税納稅猶予の適用等を求めるものが一定数あつたこ

んですけれども、例えば為替、円高。ことしに入つてかなりレートが円高に振れております、為替の部分。そしてもう一つは、国内消費も非常に低迷していると思うんですけれども、こういった内部の、為替だとかもしくは国内消費低迷、そういった要因はないお考えなんでしょうか。

○黒田参考人　まず最初に、設備投資について一言触れたいと思いますが、二〇一五年度は、前年比八%増という、かなり大きなプラスになつた模様でございます。そういった高いレベルに対し、二〇一六年度について、御指摘のようにマイナスでスタートするようになつておりますけれども、そもそも、非常に高いレベルであるということ、それから、短観の設備投資の計画は、常に、年度当初はマイナスから出来まして、その後だんだんプラスになっていくという癖がありますので、過去の平均と比べますと、特に悪いというわけではなくて、むしろしつかりした計画になつております。それから、為替が円高になつたこと、これはそのおりであります。それで申し上げたいと思います。それから、為替が円高になつたこと、これはそのとおりであります。

うふうに思つております。ただ、為替につきましては、いろいろな変動もござりますし、基本的には経済のファンダメンタルズを反映して安定的に推移することが望ましいということに尽きると思いますので、十分為替の動向については注視してまいりたいと思いますけれども、金融政策自体としては、為替にターゲットしているわけではなくて、あくまでも物価を二%の上昇になるように金融政策を運営していくということに尽きるのではないかというふうに思つております。

なお、足元の消費、特に昨年の十一・一二月のGDPの数字とか、そういう面でかなり弱い数字が出ていることは事実でございます。

ただ、御承知のように、GDPのQE、四半期ごとの速報につきましては、消費は家計調査を

ベースに推計がされておりまして、家計調査については、いわゆるサンプルバイアスがあるというふうに言われております。この点につきましては、過般の統計委員会におきまして、この点につきましては、構造的な調査というか、ある時点の断面を知りながら過去の動きとか毎月の消費の動きを判断するものとしては限界があるということが言られておりまして、そういう意味では、消費が弱目になっているということは事実ですけれども、GDPの統計とか、あるいは、家計調査の統計が語るほどに弱いかどうかということについては疑問が残っている。

ただ、昨年の暮れの十二月の暖冬であるとか、ことしも一月は暖冬だったわけですけれども、そういうものが衣料品の消費などにかなり影響が出たということは事実であります。それで申し上げるといふことは避けたいと思います。

市場でいろいろ言われている中には、御案内のとおり、米国の金利の引き上げのテンポが昨年あるいは年初に考えられていたよりもゆっくりではありますけれども、GDP統計や家計調査が示すほど弱くはないのではないかというが、エコノミストといふか、統計を分析している方の御意見ではないかと思つております。

○丸山委員　この点は財務大臣にも後でお伺いしていきたいんですけども、新興国経済の減速が大きな影響を与えていて、そして、為替もある程度あるだらうという話がありまして、しかし、国際内消費の低迷に関してはそこまでではないんじゃないかなということが今総裁のお答えだったと思うんです。

では、国内消費は後にして、先に為替の話なんですが、それでも、スイスなんかは今フラン高を問題視していて、過大評価されているんだと言つて、確かに、大幅にこれは介入の話もしています。

しかし一方で、日本の場合は、この間もニユースで、五十二カ月連続で為替介入をされていないという状況、結果が出ていますけれども、何かレートチャックはされたみたいなあれもありました。見解をお伺いできますか。

がつて、報道でも、企業ベースでも為替に対する不安視している声があるんです。

この点は、今、影響があると言ひながら、日銀としてはあくまでも注視するということなんですねけれども、総裁、率直に、これはレートとして急速に上がり過ぎていると私は思つんですけども、このあたりはどういう理由があるというふうに思つていらっしゃいますか。

○黒田参考人　御案内のとおり、為替政策あるいは介入等は我が国におきましては財務省が一元的に担当しておられますので、私から、為替の変動の分析とか、あるいは望ましい水準について何か申し上げるということは避けたいと思います。

市場でいろいろ言われている中には、御案内のとおり、米国の金利の引き上げのテンポが昨年あるいは年初に考えられていたよりもゆっくりではありますけれども、それがドル安、逆に言うと円とかユーロもそれはうがえますので、消費が強いといふことではないと想つています。弱目になっていることは事実でありますけれども、GDP統計や家計調査が示すほど弱くはないのではないかというが、エコノミストといふか、統計を分析している方の御意見ではないかと思つております。

○丸山委員　この点は財務大臣にも後でお伺いしていきたいんですけども、新興国経済の減速が大きな影響を与えていて、そして、為替もある程度あるだらうという話がありまして、しかし、国際内消費の低迷に関してはそこまでではないんじゃないかなということが今総裁のお答えだったと思うんです。

では、国内消費は後にして、先に為替の話なんですが、それでも、スイスなんかは今フラン高を問題視していて、過大評価されているんだと言つて、確かに、大幅にこれは介入の話もしています。

そういう意味で、麻生大臣に国際金融経済分析会合のお話を伺つていただきたいんですけども、最初に、今回、クルーグマン教授が内容をオーブンにされたことで我々議会側も国民の皆さんも内容を知ることができている状態なんですけれども、このオーブンにされたことに対しても、麻生大臣、どのようにお考えになつていらっしゃいますか。

○麻生国務大臣　三月二十一日の国際金融経済分析会合のやりとりについて、これは、御自身のメモでいう形でホームページに掲載をされたといふことは我々としては承知をいたしております。

まあ、どこもある話といえば話ですよ。アメリカも似たようなものかと思わないでもなかつたですから、これは御自身のメモだと考えておりますので、有識者個人の行動だと思いますので、私の方から特にコメントすることはありません。

○丸山委員　いろいろな状況があるんだとは思うんですけども、しかしながら、出ているので、あれを前提にお話しさせていただいて、違つていたら否定をいただければいいと思うんですけれども、そのメモ、大臣のメモによると、教授と議論の中で、特に麻生大臣は、先ほど申し上げましたように、委員御承知のとおり、さまざまな要因がありますので、余り一概に、今言つたようなマーケットの見方をそのまま認めるというものでもないのではないかと思つております。

いずれにしましても、為替政策、為替水準等につきましては、私からは特別に発言することは差し控えたいと思います。

○丸山委員　設備投資が微妙に厳しくなつてているという点については、麻生大臣、クルーグマン教授との話の中で、正直、企業側が内部留保して、それを吐き出さないんだというお話の問題点、懸念を挙げられていました。

一方で、ではなぜ企業側が設備投資なり外に、賃金なりに吐き出さないかというと、やはり最終的には景気に対する不安感、特に国内であれば、海外の新興国経済は日本一国でどうこうできる話じゃないので、しかし、国内消費の低迷に関しては企業側も如実に感じてはいるから、だからこそ恐らく吐き出すという方向に行かないんだと思うんですね。

そうしたときに、そういう意味でクルーグマン教授は財政出動の話をかなり強気にされていて、何よりショックが必要だ、ショック・ツー・ブレークでしたか、ブレークできるショックが必要だという話をされたようですが、この財政出動について、財務大臣、議論をされたと思うんですが、それを踏まえてどうお考えになりました

○麻生國務大臣 私からクルーゲマン教授に対し、日本の事情は御存じないかどうか知らぬが、日本では、少なくともこの三年間の間に三百四十四円の内部留保ということになっていますが、この二年間だけで見ると、約四十九兆五千億の内部留保があえておる、去年の分はまだ出ていませんので、この二年間でそれだけ出ておる。その中で、設備投資に回った分が約五兆、そして、資金に回った分が約五千億ということになりますので、そういった意味では、私どもとしては、こういった設備投資に回るか、また、いわゆる労働分配率を上げて賃金に回るかしないと消費がふえない、消費がふえなきや設備投資がふえないという形になつてくるんだけれども、これを刺激するためにはどういうものがあるのかといふことに対しては、その答えはそれに書いてあるとおりに、賃金を引き上げる要請をするのは正しいという答えと、いわゆるデフレの脱出速度に届いていないんだ、したがって、企業が思い切った設備投資に踏み切れぬというのが現状なんじゃないのかといったいたいんですが。

これは、一九三〇年代にアメリカが高橋是清大臣の案を採用してニューディールという政策を、アメリカの民主党の大統領候補だった人がこれを採用して、これが俺の新しいディールだと名前をくつつけたのがニューディール。高橋は清のばくりじやないかというようなことを言つた日本人は、当時いらないんでけれども、私たちから見ると丸々でしたから、歴史を読んでそう思つたんですねが、このときも似たような形で、すごい勢いで回復したんですけれども、企業の設備投資はふえていないんですね、あれを見ますと。

かなり時間がかかるものなので、長い間、設備投資に借金してまで金を突っ込むかということは、企業家のマインドとしては、貸し剝がしだ、貸し渋りだを食らつた人たちが今ちょうど偉くなつて、結論をおろす立場にいる人になつてゐる方が多いのですから、なかなか借りる気にならぬねと。四、五人に伺いましたけれども、答えは

皆同じでしたので、あいつらに言わせたら、おどろきなんかされたくはないよとかなんとか、物すごく言い方が厳しいですよ。

・だから、そういったような話になつていていますので、これは銀行側も、金利はほとんどなしで、仮に零と言つたって借りないと、いう話をしているわけですから、なかなかマインドとして切り変わつていくには難しいなと思う傍ら、需要としてはある程度いわゆる財政出動で伸ばさなきやしようがないじやないかというのがいろいろな方々の言い分であるんだとは思いますが、これだと限度がありますので、だから、そのところの内容にどちらに切りかわつてくるかというのを我々としては最も気になつてゐるところです。

○丸山委員 企業はそういう状況で、しかし、政府としてはやるべきことをやらないと、このまま景気局面が後退になるわけにはいかないと思いますのでしつかりやつていただきたいんですが、日銀は、かなり異次元のレベルで、数年前だつたらそんなことはあり得るかなと言われるぐらいのことをマイナス金利にしても量的緩和にしてもやつていますね。

一方で、あと政府側がとれる政策として大きいのは、やはり金融政策と、もう一つ、財政政策の方だと思います。そういう意味で、麻生大臣の動きが今後非常に大きくなつてくると思うんです。

一つ、財政出動が一方で限界があるというお話をがありました。一方で、消費税も今回上げるという法律を通していきますので、上げないという判断になるとそれは財務省にとって非常に厳しい判断になると思うんです。しかし、財務省にとっては厳しい判断でも、恐らく、タイミングとしては、かなり景気に与える影響がどちらも大きくなると、それは財務省にとって非常に厳しい判断になると思うんです。しかし、財務省にとっては、生き残りも、消費税を延期するのも否定的で、そして、財政出動も否定的だという今のお話だと、財政出動も少し後ろ向きかなという気がしたんですねけれども、どちらも後ろ向きなんだでしょうか。

○麻生国務大臣 財政につきましては、まずは何といつても平成二十七年度の補正予算を速やかに執行してもらわう、これが一番大事なことです。それから、二十八年度は、おかげさまで年度内に予算が通過をしておりますし、関連法案も同じく三十一日に通過をいたしておりますので、この関連でいきますと、まずはそういうものの執行を前倒しにする。前倒しも大体通常ですと六十何%台なんですが、ことしは八〇やつてもらいますということをけさ申し上げております。八割をやつしたことというのは、過去これまでの中では麻生内閣のときに一回、あれが八割だつたと思いまして、それ以外はほとんど六〇%台後半ぐらいのものだと思いますので、そういう意味では大きなものだと思いますが、その上で状況を見ながら、私どもとしては、どうやってやるかというのはそれ以後の判断になろうかと思います。

何回も申し上げておりますけれども、経済再生と財政重建でいえば、経済再生をしながら財政重建をするのであって、財政重建でやろうとした場合はどうなつたかと過去にもう例がありますので、私どもは、まずは経済成長をやつて財政重建というものが順番からいえばそういうことになるらうと思います。ただ、目的は両方やるという意識を示さないと、国際的な信用がなくなりますので。

○丸山委員 よくわかりました。ありがとうございました。

趣旨の説明を聽取いたしました。財務大臣麻生太郎君。

○麻生国務大臣 ただいま議題となりました株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明させていただきます。

日本企業の海外展開をより一層後押しするため、株式会社国際協力銀行について、海外における社会資本の整備に関する事業に係るさらなるリスクテークを可能とするとともに、銀行などからの外国通貨による長期借り入れを可能とする等の規定を整備することとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明を申し上げます。

第一に、海外インフラ事業向けの貸し付けなどについて、個々の貸し付けなどの償還が確実であると認められる場合以外にも、当該貸し付けなどに係る条件を適切に定めた上で行うこと尽可能とすることといたしております。その際、業務全体での收支相償を確保することを求めるとともに、当該業務について勘定を設け、区分して経理することといたしております。

第二に、途上国のインフラ事業で需要が大きい現地通貨建ての融資を拡大するため、国際協力銀行が現地通貨を調達する方法として、銀行などからの長期借り入れを可能とすることといたしております。

第三に、海外インフラ事業に係る銀行向けツーステップローンや社債等の取得等を可能とするほか、その他所要の規定の整備を行うことといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げる次第です。

○宮下委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時三十六分散会

条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、第二十六条の次に二条を加える改正規定、第三十三条第六項及び第三十一条の改正規定、第二十七条第一項及び第三十一項の改正規定、第三十三項第六項の改正規定(短期借入金)の下に「外国通貨長期借入金」を加える部分を除く。同条第七項及び第八項の改正規定、同条に二項を加える改正規定並びに第四十六条の改正規定並びに附則第五条(駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成十九年法律第六十七号)第二十二条第一項の表第三十三条第一項の項の改正規定を除く。)及び第八条の規定は、平成二十九年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。

(貸付金及び利率の定義に関する経過措置) 第二条 この法律の施行の日(附則第四条第一項において「施行日」という。)から前条ただし書に規定する規定の施行の日(次条第一項において「一部施行日」という。)までの間におけるこの法律(前条ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の株式会社国際協力銀行法第十三条第二項の規定の適用については、同項中「貸付金」とあるのは「貸付金(貸付金と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。第十六条第二項において同じ。)と、「利率」とあるのは「利率(利率と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。」)とする。

(株式会社国際協力銀行の資産等の帰属する勘定) 第三条 株式会社国際協力銀行(以下「会社」といふ。)は、一部施行日に、一部施行日における会社の資産及び負債並びに資本金、準備金及び剩余金を、これらの帰属に関し必要な事項を定めた計画書において定めるところに従い、附則第一条ただし書に規定する改正規定による改正後の株式会社国際協力銀行法(第三項において「新法」という。)第二十六条の二各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

2 前項の計画書は、会社が、政令で定める基準

3 会社は、第一項の規定により整理した場合に二項を加える改正規定並びに第四十六条の改正規定並びに附則第五条(駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成十九年法律第六十七号)第二十二条第一項の表第三十三条第一項の項の改正規定を除く。)及び第八条の規定は、平成二十九年三月三十一日までの間ににおいて同じ。)に係る勘定に属する準備金から当該準備金に相当する額を減少し、当該減少する準備金の額により特別業務に係る勘定に属する資本金の額を増加するものとする。この場合において、会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百四十八条及び第四百四十九条の規定は、適用しない。

(株式会社日本政策金融公庫の株式の無償譲渡)

第三十一条第一項及 び第四項	第三十二条第五項	業務	業務及び駐留軍再編促進金融業務	前条及び駐留軍再編特別措置法第十八条の二
第三十三条第十項	業務	処分及び 業務及び駐留軍再編促進金融業務	業務及び駐留軍再編促進金融業務	同法 第二十六条の二及び駐留軍再編特別措置法第十八条の二
第二十二条第一項の表第三十二条第一項の項 中「第十八条の二第二号に掲げる業務に係る勘 定」を「第十八条の二に規定する駐留軍再編促進 金融勘定」に、同表第四十六条第六号の項中「第 四十六条第六号」を「第四十六条第四号」に改め る。	第二十六条の 二 同条各号に掲 げる業務	行をして 若しくは社債の発 行をして 若しくは社債の發行をし、又は駐留軍再編特別措置法 第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する第 一項の規定により資金の借入れをし、若しくは駐留軍 再編特別措置法第二十二条第二項の規定により交付を 受け 第二十六条の 二 第二十六条の二及び駐留軍再編特別措置法第十八条の 金融業務	若しくは社債の發行をし、又は駐留軍再編特別措置法 第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する第 一項の規定により資金の借入れをし、若しくは駐留軍 再編特別措置法第二十二条第二項の規定により交付を 受け 第二十六条の二及び駐留軍再編特別措置法第十八条の 金融業務	第三十二条第一項の項及び第三十二条第一項の項を次のように改める。 「第十八条の二第二号に掲げる業務に係る勘定」を「第十八条の二に規定する駐留軍再編促進金融勘定」に、同表第四十六条第六号の項中「第四十六条第六号」を「第四十六条第四号」に改める。

変化等を勘案し、会社による特別業務の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理由
我が国の企業の海外展開をより有効に支援するため、株式会社国際協力銀行について、海外における社会資本の整備に関する事業に係る業務の方針に関する規制の合理化を行うとともに、銀行等からの外國通貨による長期借入れを可能とする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一類第五号	財務金融委員会議録第十二号	平成二十八年四月五日
(罰則に関する経過措置)	第七条 附則第二条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。	第八条 政府は、附則第一条ただし書に規定する改正規定の施行後適当な時期において、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資の状況、会社による特別業務の実施状況、社会経済情勢の
第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	(政令への委任) 第七条 附則第二条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。	(特別業務の在り方の検討) 第八条 政府は、附則第一条ただし書に規定する

第一類第五号	財務金融委員会議録第十二号	平成二十八年四月五日
(罰則に関する経過措置)	第七条 附則第二条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。	(政令への委任) 第七条 附則第二条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

平成二十八年四月十三日印刷

平成二十八年四月十四日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

U